

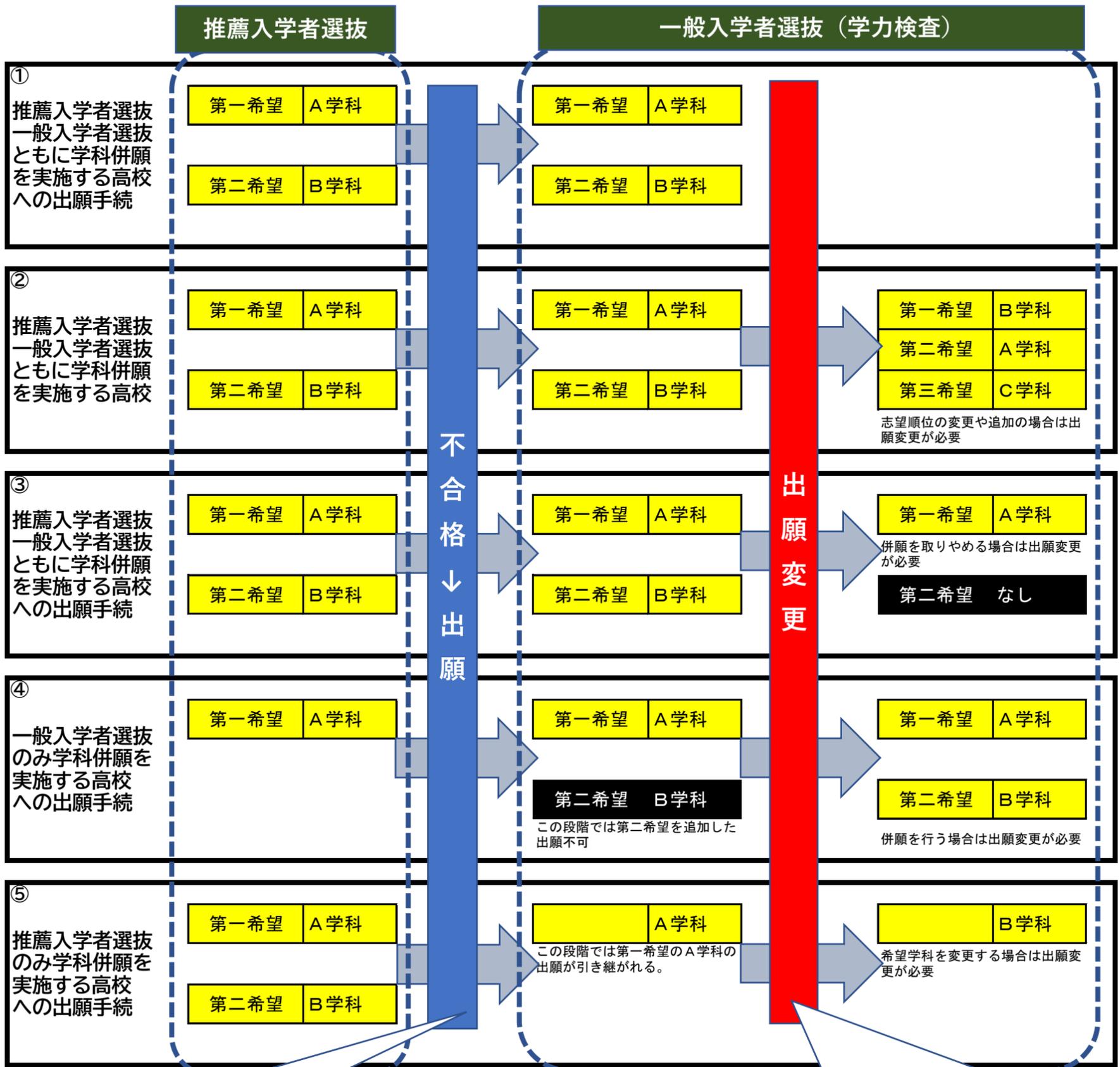
# 推薦入学者選抜と学科併願（推薦入学者選抜不合格の際の留意事項）について

## 1 推薦入学者選抜の不合格者が一般入学者選抜（学力検査）に出願する際の取扱いについて

推薦入学者選抜の結果、不合格となった者については、次に掲げる高等学校へ、それぞれに定める手続により出願することができます。

- 1 推薦入学者選抜を受検した高等学校の同一の学科へ志願する場合  
推薦入学者選抜受検票を、出願期間内に当該高等学校長に提出し、改めて受検票の交付を受ける。
- 2 推薦入学者選抜を受検した高等学校の受検した学科以外の学科へ志願する場合  
1の手続を行った上で、出願変更の手続を行う。
- 3 推薦入学者選抜を受検した高等学校と異なる高等学校への入学を志願する場合  
1の手続を行った上で、出願変更の手続を行う。

## 2 学科併願に係る手続（例）



推薦入学者選抜で不合格となった志願者は、引き続き一般入学者選抜（学力検査）に出願することになります。

一般入学者選抜（学力検査）で学科併願を実施する高校に出願する場合は、推薦入学者選抜における学科の希望順が引き継がれることとなります。

【上記④】

推薦入学者選抜のみ学科併願を実施する高校の場合は、一般入学者選抜（学力検査）では、推薦入学者選抜における第一希望の学科に引き続き出願したと見なされます。【上記⑤】

出願変更により、併願する学科の追加、取消、希望順位の変更ができます。【上記②③】

なお、一般入学者選抜（学力検査）のみ学科併願を実施する高校に出願する場合は、出願変更により、第二希望以下の学科を希望することができます。【上記④】

学科併願においても、全日制普通科で学区を有する学校については、「学区外の学校に出願変更できるのは、学区外の学校に出願していた者に限る」という規定に御注意ください。

例えば、普通科を含む複数の学科を設置する学校において、普通科以外の学科（全県学区）を第1志望、普通科を第2志望として出願した場合、第1志望を優先とするので、一定枠内の学区外入学志願による出願をしたことにはなりません。したがって、この場合は一定枠内の学区外入学志願により学区外の全日制普通科へ出願変更することはできません。